

1 調査名称：大洲市総合都市交通体系調査(都市計画道路網の見直し検討調査)

2 調査主体：大洲市

3 調査圏域：大洲市都市計画区域

4 調査期間：平成21年度～平成22年度

5 調査概要：

大洲市では、今後、人口減少・超高齢社会の到来に伴う自動車利用の減少や中心市街地の衰退が見込まれ、また、厳しい財政状況に伴う公共投資余力の減退等が懸念されている。

そのため、長期未着手の都市計画道路についても、将来を見据えた道路網の構築を図っていく必要があることから、本調査により、既存の道路交通センサス等を活用した上で、都市内の既決定の都市計画道路の必要性を検証していくものである。

本調査は、交通量調査を始め、検討対象路線の抽出や機能の分類、将来交通量推計等を行い、検討結果に基づき、一部の路線では、具体の道路・交差点予備設計を行い、都市計画道路の変更等を見据えた検討を行うものである。

なお、検討に当たっては、有識者、関係機関等で組織する委員会を構成し、多方面からの意見を集約した検討とする。

## I 調査概要

1 調査名：大洲市総合都市交通体系調査(都市計画道路網の見直し検討調査)

### 2 報告書目次

#### 1. 業務概要

#### 2. 見直し方針（案）

##### 2－1. 見直し方針案（案）

#### 3. 計画道路の必要性の検証

##### 3－1. 各路線の見直し方向付けの総括

##### 3－2. 路線カルテ

##### 3－3. 根拠資料

#### 4. 検討委員会の開催

##### 4－1. 第1回部会

##### 4－2. 第1回委員会

##### 4－3. 第2回部会

##### 4－4. 第2回委員会

##### 4－5. 第3回部会

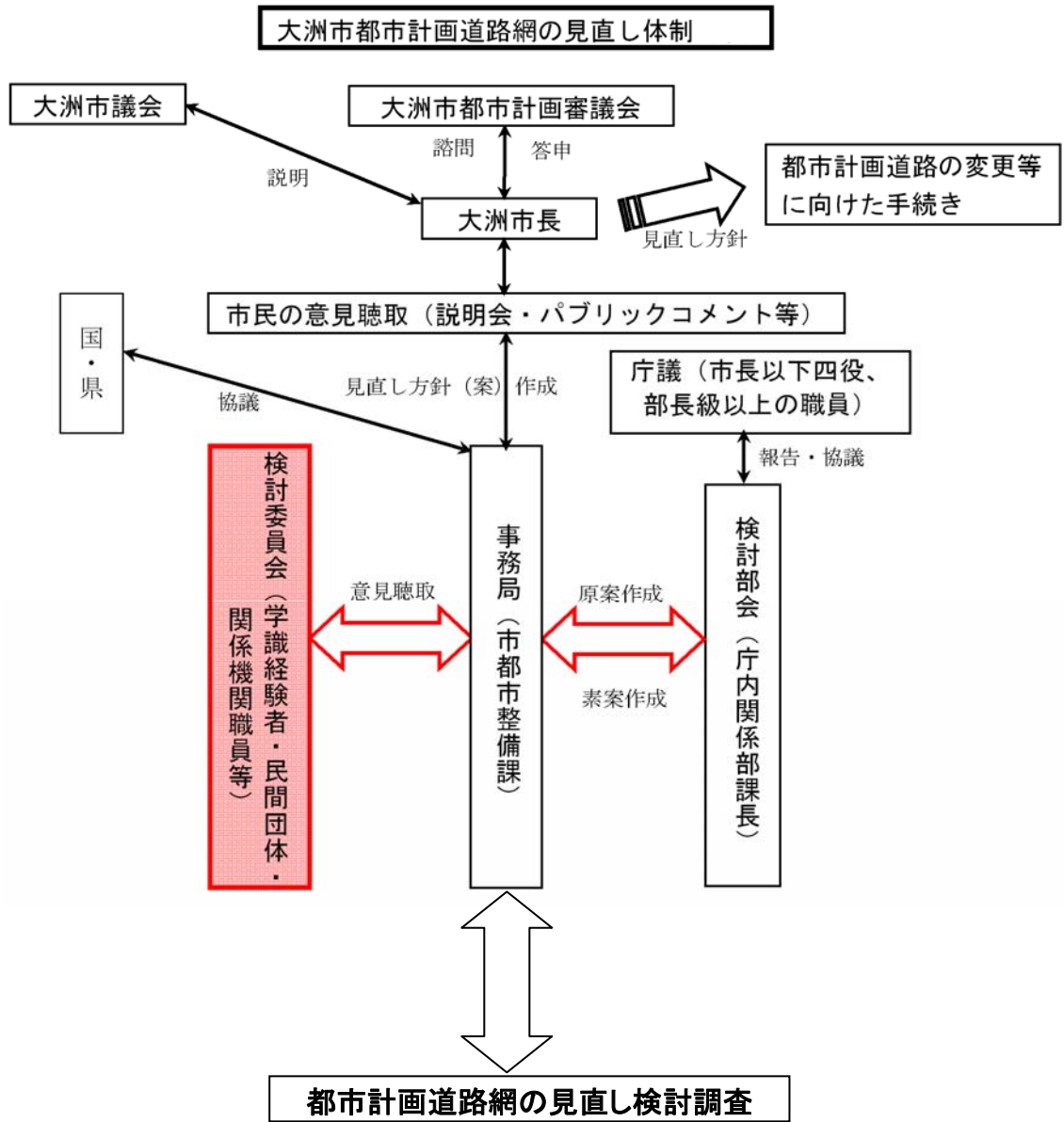
##### 4－6. 第3回委員会

#### 打合せ記録簿

#### 参考資料

- ・愛媛県都市計画道路見直しガイドライン
- ・用語説明

3 調査体制



#### 4 委員会名簿等：

##### 大洲市都市計画道路網の見直し検討委員会

##### 委員名簿

【敬称略・順不同】

番号	区分	役職名	氏名	住所(勤務地)	備考
1	学識経験者	愛媛大学名誉教授	柏谷 増男	松山市	要報償費・費用弁償。 H22年4月から名誉教授に就任。内諾済。 (都市計画全般)
2		愛媛大学大学院理工学研究科教授	吉井 稔雄	(松山市)	要報償費・費用弁償。 (交通計画面)
3	関係機関の職員	国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長	木村 正己	(中村)	公務・無報酬 (交通機能面)
4		愛媛県南予地方局大洲土木事務所長	長野 政人	(田口)	公務・無報酬 (交通機能面)
5		大洲警察署長	永井 <small>やすのり</small> 泰徳	(東大洲)	公務・無報酬 (都市防災機能面)
6		大洲地区広域消防事務組合消防長	山田 一昭	(大洲)	公務・無報酬 (都市防災機能面)
7	市内団体等	大洲商工会議所会頭	井関 和彦	(徳森)	費用弁償のみ (地域のまちづくり面)
8		長浜町商工会会長職務代行者副会長	湊 隼人	長浜町沖浦	費用弁償のみ (地域のまちづくり面)
9		大洲市喜多郡ハイヤータクシー協会会長	とく <small>すすむ</small> 得村 悠	柚木	費用弁償のみ (公共交通利用面)
10	市職員	大洲市副市長	小島 健市	(大洲)	公務(市政全般)
11	市職員	大洲市建設部長	二宮 勝	(大洲)	公務(所管部長)

##### 事務局名簿

【敬称略・順不同】

番号	役職名	氏名	備考
1	都市整備課長	戎 徹	
2	都市整備課長補佐	井口 康徳	
3	都市整備課長補佐	武田 康秀	
4	都市整備課主任専門員兼係長	谷川 剛	
5	都市整備課専門員兼係長	久保 正人	
6	都市整備課主査	高橋 直人	
7	都市整備課上級技師	宇都宮啓三	

## Ⅱ 調査成果

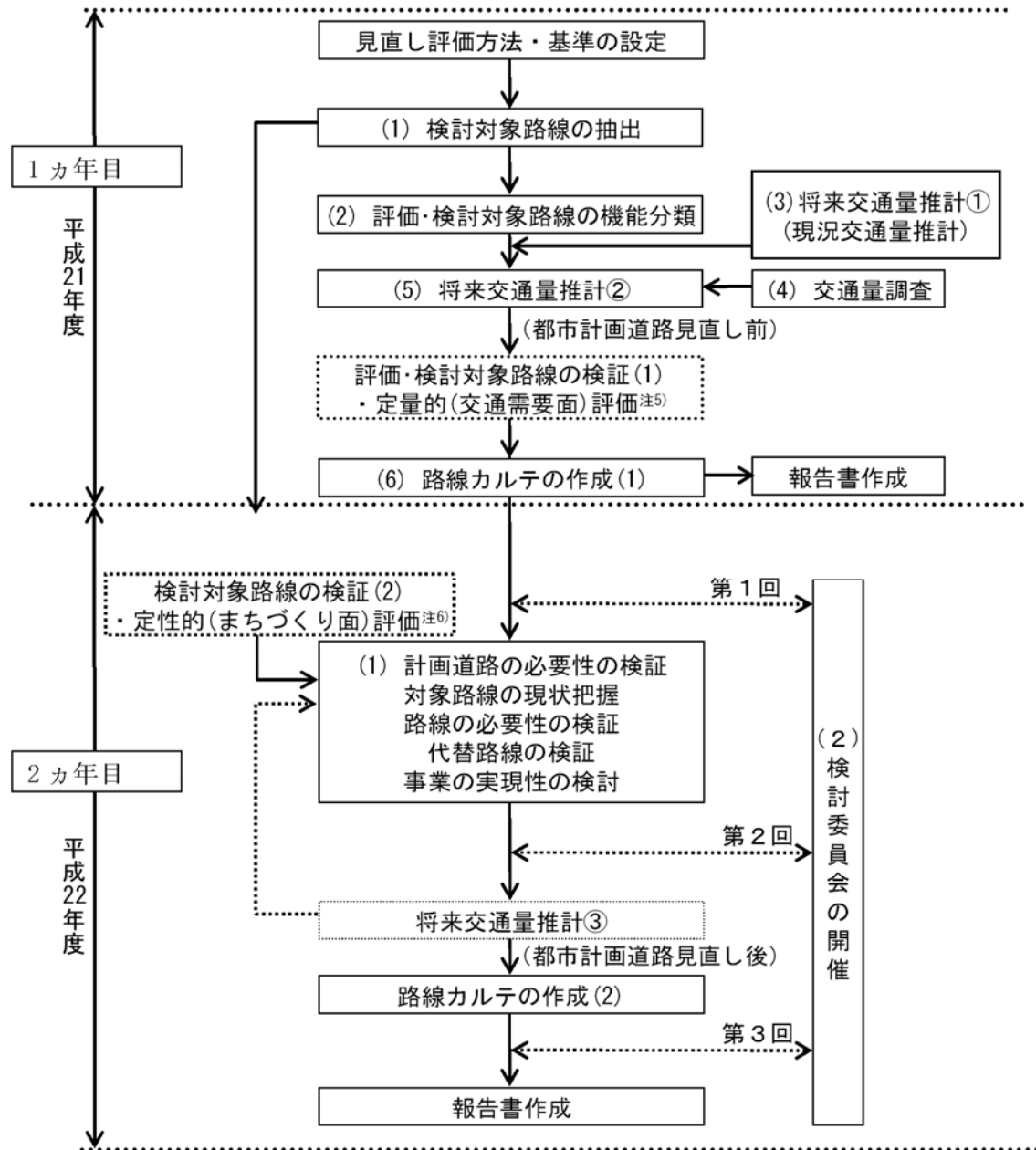
### 1 調査目的

都市計画道路は、まちづくりの骨格となる都市の基盤施設であることから、都市の目指すべき将来像を踏まえ、計画的な整備を進めていくことが必要である。特に、本市は、『大洲城』、『おはなはん通り』、『長浜大橋』、『肱川の河川景観』など、数多くの歴史・文化遺産等に恵まれており、これらを活用した景観まちづくりに配慮した幹線道路網の構築が求められる。しかしながら、本市の都市計画道路(12路線)の中には、計画決定から30年以上経過しているにもかかわらず、事業化の見通しが立っていない路線が存在し、計画決定から現在に至る間に本市をとりまく社会経済情勢も大きく変化している。

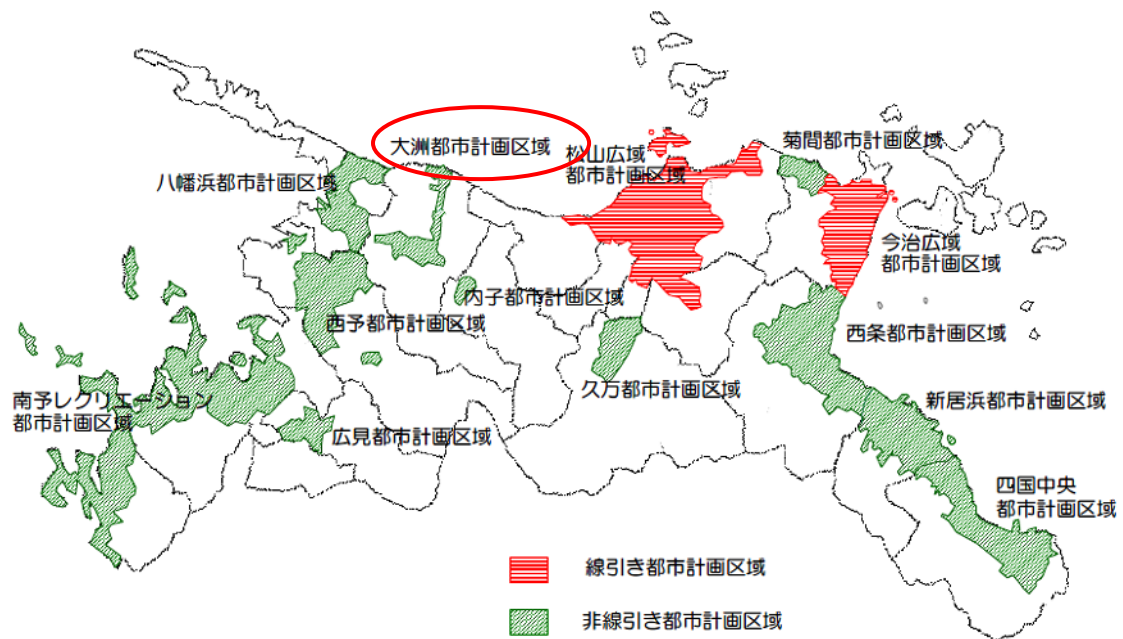
また、全国的にも長期にわたって事業化されていない都市計画道路が数多くみられるが、当該計画敷地に建築物を建築する場合、建築物の構造等により建築制限が適用される場合がある。最近ではこの土地利用上の制限（私的財産権の制限）が長期間に及んでいることが問題視されつつある。

これらを背景として、本業務においては、本市における主要道路網の配置を踏まえ、検討・見直しの対象とする路線を抽出するとともに、それらの機能・周辺土地利用等の視点から、見直しの必要性について『愛媛県都市計画道路見直しガイドライン』に基づいて検討するものである。

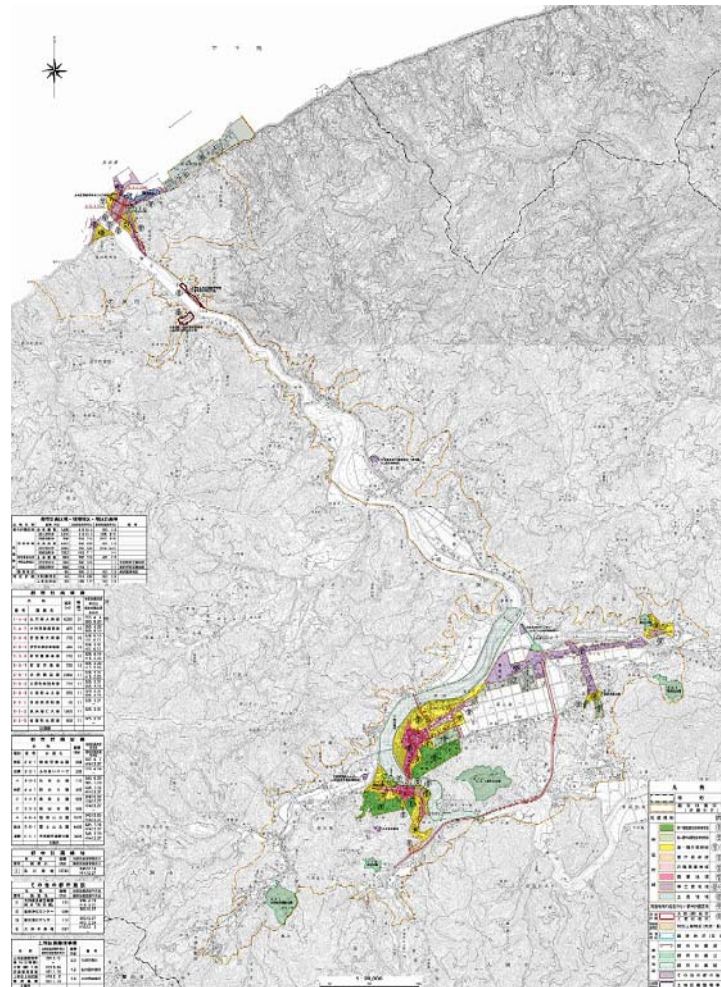
## 2 調査フロー



### 3 調査圏域図



出典: 愛媛県 HP より



#### 4 調査成果

##### 1) 都市計画道路の整備状況

県内の都市計画道路の整備状況は、平成19年3月末現在、路線数357路線、計画延長約731kmが決定されており、改良済延長は約368kmで改良率は約50.3%となっている。

大洲市においては、路線数12路線、計画延長約15.7kmが決定されており、改良済延長は約12.2km、改良率は約78.1%\*となっている。

表 県内の都市計画道路の現況

都市計画区域名	都市名	計画決定		改良済		改良率(%)
		路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	
松山広域	松山市	63	168.58	46	104.95	62.3
	伊予市	10	16.41	8	6.45	39.3
	東温市	3	11.31	3	11.31	100.0
	松前町	1	4.01	1	4.01	100.0
	砥部町	1	5.03	1	4.32	85.8
今治広域	今治市	73	119.64	65	76.66	64.1
東予広域	新居浜市	28	104.03	22	50.04	48.1
	西条市	27	100.40	17	39.37	39.2
四国中央	四国中央市	31	52.80	16	18.27	34.6
菊間	今治市	1	0.30	1	0.30	100.0
大洲	大洲市	9	13.42	8	11.41	85.0
長浜	大洲市	3	2.25	3	0.83	36.8
八幡浜	八幡浜市	17	15.12	9	3.86	25.5
内子	内子町	4	5.98	2	1.55	25.9
保内	八幡浜市	7	8.37	1	0.74	8.8
三瓶	西予市	11	10.00	4	3.25	32.5
宇和	西予市	10	14.66	5	5.09	34.7
野村	西予市	5	5.09	1	2.00	39.3
広見	鬼北町	8	6.31	0	0.00	0.0
南予レクリエーション	宇和島市	53	62.43	37	23.16	37.1
都市計画区域外	西予市・宇和島市	2	5.16	0	0.00	0.0
総計(実路線計)		357		244		
総計		367	731.30	250	367.57	50.3

出典：愛媛県都市計画道路見直しガイドライン 平成19年3月末現在

※平成21年1月に長浜都市計画区域は、大洲都市計画区域へ統合された。

大洲市の改良率は、 $(11.41+0.83) / (13.42+2.25) = 0.781 = 78.1\%$



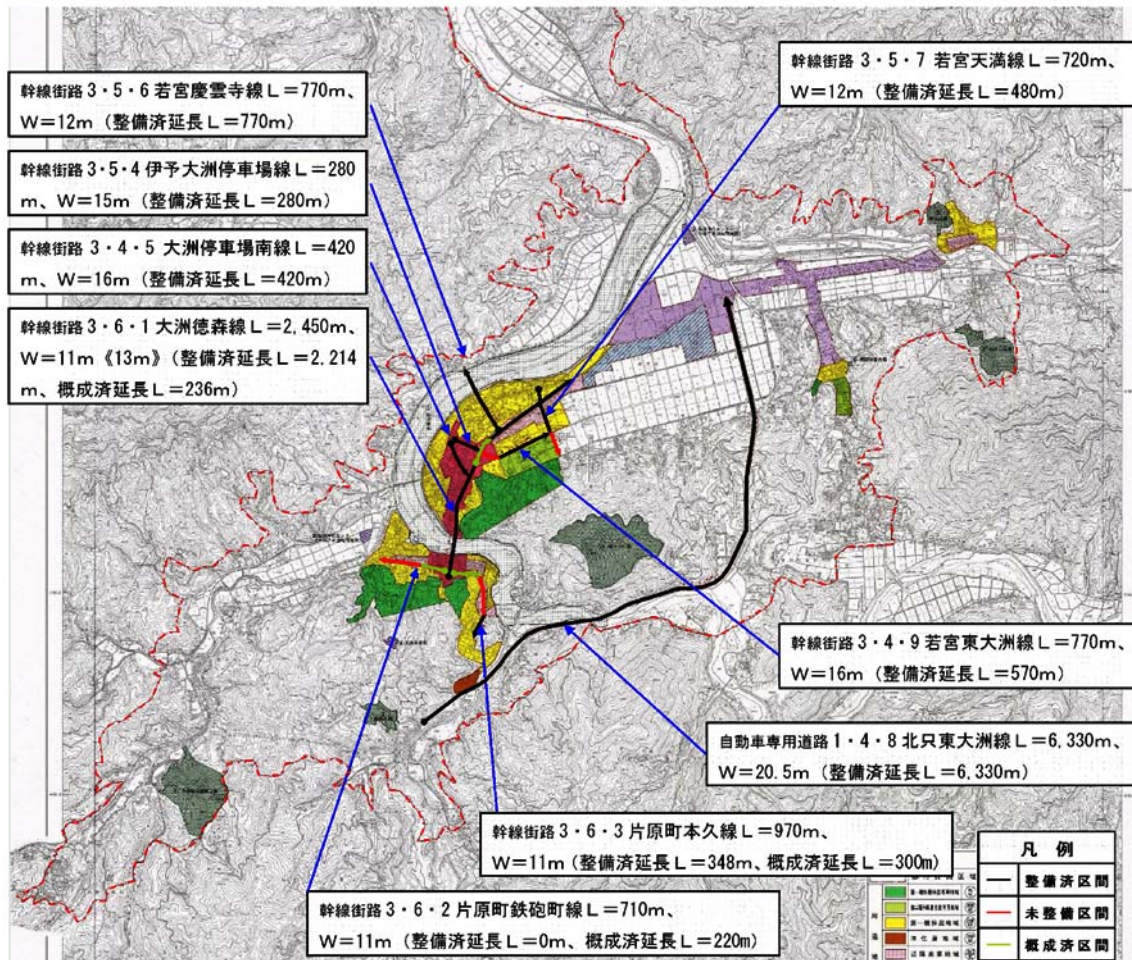


図2 大洲地域の都市計画道路整備状況 平成22年3月現在

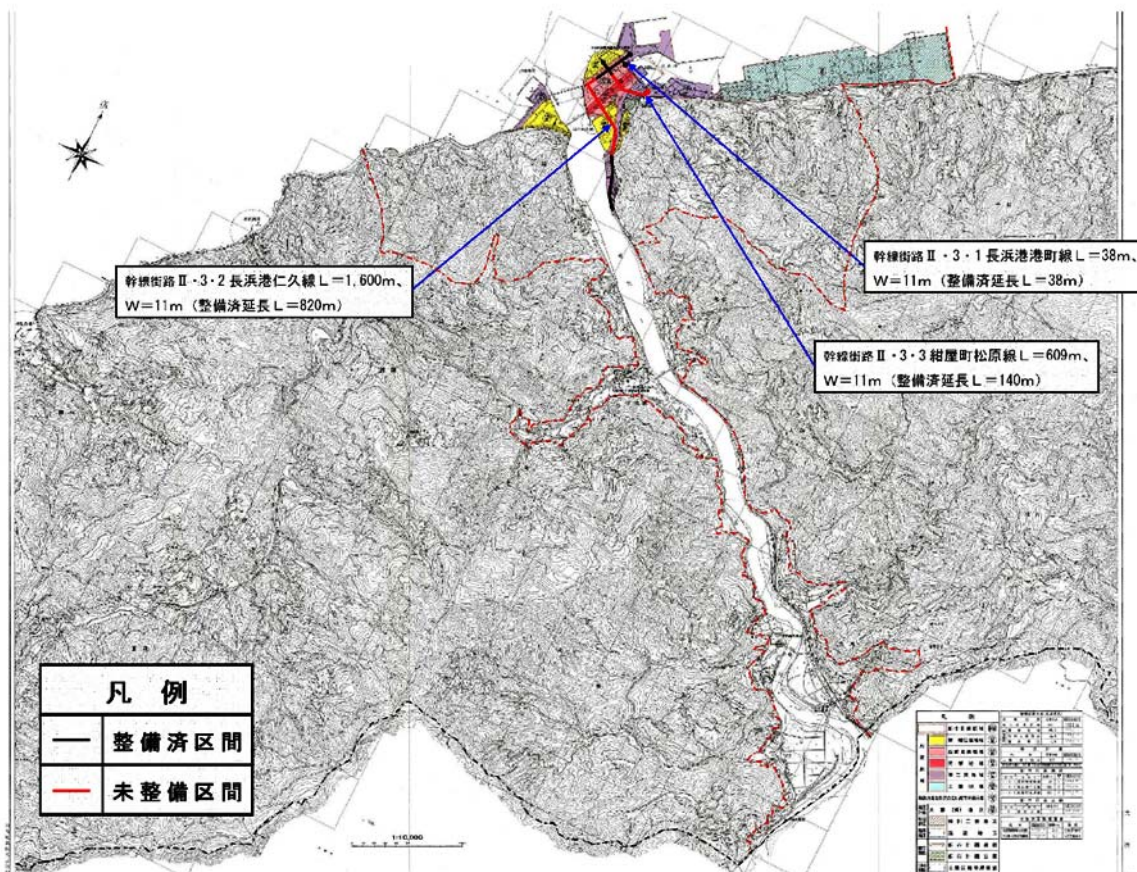


図3 長浜地域の都市計画道路整備状況 平成22年3月現在



## 2) 見直し評価方法・基準の設定

都市計画道路の見直しは、『愛媛県都市計画道路見直しガイドライン(平成20年3月)』(以下、ガイドラインという)に基づいて行い、見直し対象路線の「存続」「変更」「廃止」の方針を決定する。

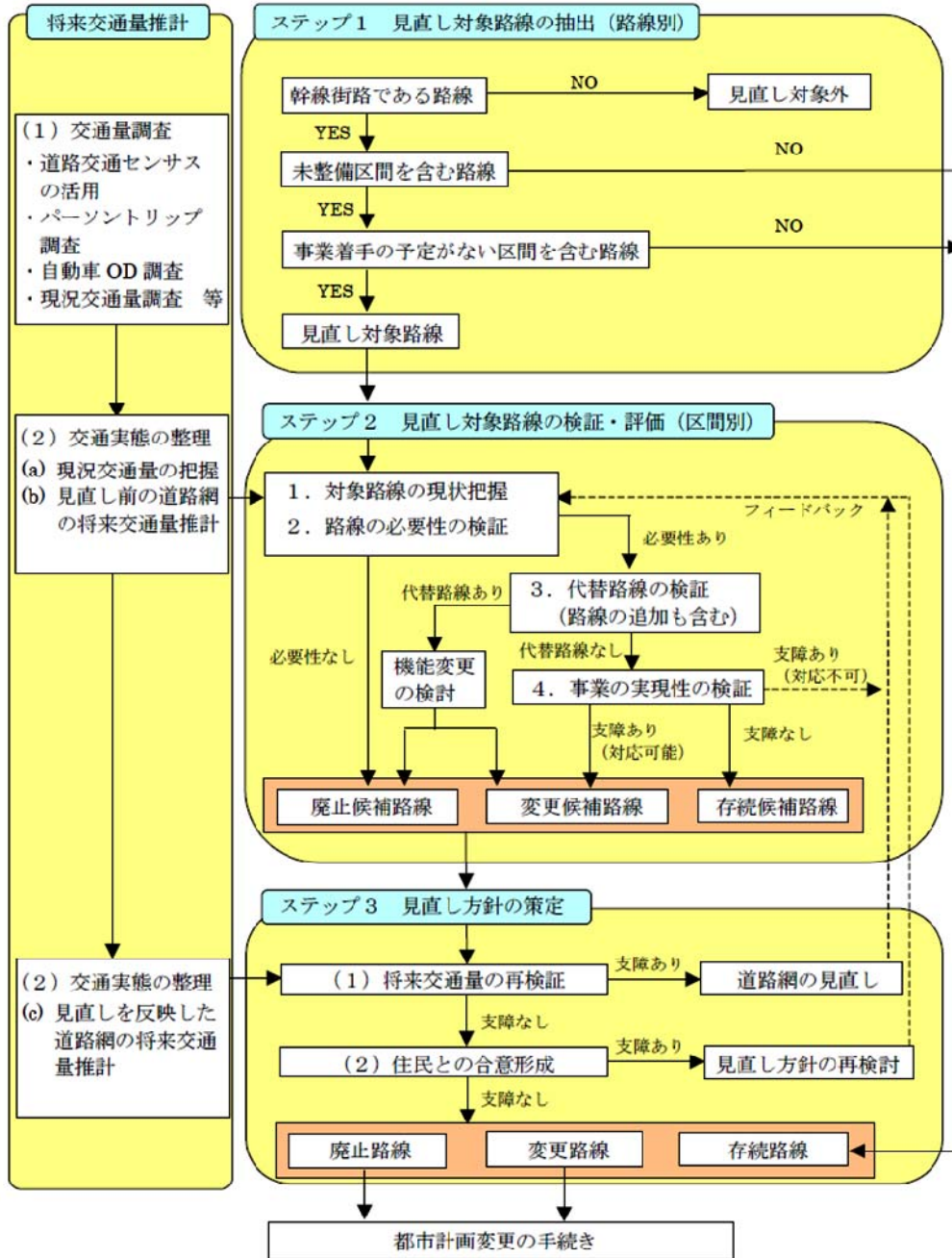


図 都市計画道路の見直し作業フロー

### 3) 見直し対象路線の抽出

見直し対象路線は、次の全ての条件に該当する路線とする。

- ◆道路種別：都市計画道路のうち幹線街路である路線
- ◆整備状況：未整備区間を含む路線
- ◆事業予定：事業化されておらず今後も事業着手の予定がない路線

表6 大洲地域の見直し対象路線の抽出

番号	路線名	見直し対象路線の抽出条件			見直し対象判定
		幹線街路	未整備区間を含む	事業着手予定なし	
3・6・1	大洲徳森線	○	×	－（概成済）	－
3・6・2	片原町鉄砲町線	○	○	○	見直し対象
3・6・3	片原町本久線	○	○	○	見直し対象
3・5・4	伊予大洲停車場線	○	×	－（整備済）	－
3・4・5	大洲停車場南線	○	×	－（整備済）	－
3・5・6	若宮慶雲寺線	○	×	－（整備済）	－
3・5・7	若宮天満線	○	○	○	見直し対象
1・4・8	北只東大洲線	×（自動車専用道路）	×	－（整備済）	－
3・4・9	若宮東大洲線	○	○	○	見直し対象
見直し対象路線数					4路線

表7 長浜地域の見直し対象路線の抽出

番号	路線名	見直し対象路線の抽出条件			見直し対象判定
		幹線街路	未整備区間を含む	事業着手予定なし	
Ⅱ・3・1	長浜港港町線	○	×	－（整備済）	－
Ⅱ・3・2	長浜港仁久線	○	○	○（一部施工中）	見直し対象
Ⅱ・3・3	紺屋町松原線	○	○	○	見直し対象
見直し対象路線数					2路線

見直し対象路線の抽出条件により、大洲地域4路線、長浜地域2路線を見直し対象路線とする。

<b>【大洲地域】</b>	<b>【長浜地域】</b>
3・6・2 片原町鉄砲町線	Ⅱ・3・2 長浜港仁久線
3・6・3 片原町本久線	Ⅱ・3・3 紺屋町松原線
3・5・7 若宮天満線	
3・4・9 若宮東大洲線	

4) 見直し対象路線の検証・評価

表 8 「都市計画道路の見直し対象 6 路線」の見直し方針 (案)

通し番号	路線番号・路線名	区間	見直し対象路線の検証・評価の判定	見直し方針 (案)
1	3・6・2 片原町 狭砲町線	①  ②	存続候補路線 ⇒ 再検討 (幅員変更)  存続候補路線 ⇒ 再検討 (ルート及び幅員変更)	<区間①> 当面存続させるが、路線全体の事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。 <区間②> 当面存続させるが、現ルートで存続することには課題が多いため、今後愛媛県と協議を重ね、県道大洲保内線へのルート変更を含め、課題解消に向けて検討していく。
2	3・6・3 片原町 本久線	①  ②	存続候補路線 ⇒ 再検討 (幅員変更)  廃止候補路線	<区間①> 当面存続させるが、事業化の日処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。(併せて車線数の表の) <区間②> 広南 I C と中心部を結ぶ機能が主であり、区画街路区間については整備済みであることから、区間①の変更は併せて廃止する。
3	3・5・7 若宮天満線	②	存続候補路線	・現都市計画決定どおり、計画を存続する。
4	3・4・9 若宮 東大洲線	①	存続候補路線 ⇒ 再検討 (ルート変更)	・東大洲地区の発展等に大きく寄与するため、存続路線とする。ただし、大規模工作物 (四国電力変電所) の影響が多めで、整備に課題を残しているとともに、早期国道 56 号への接続要望が高いことから、路線の再検討が必要と判断する。今後関係機関協議等を行い、ルート変更などを含めて、早期供用を目指す必要がある。
5	II・3・2 長浜港 仁久線	全区間	廃止候補路線	・幹線街路の機能は、国道 378 号と主要地方道大洲長浜線の整備により、低くなっていると判断する。都市形成機能としては、現道幅員を活かすことで果たすことが出来ると判断する。したがって当該都市計画道路は廃止候補路線とし、今後は市道整備として間切りや狭窄部の改良を図ることとする。ただし、長浜大橋に続く長浜本町通りは、新たな都市計画道路の指定も視野に歩行機能の向上を目指したシンボルロードの整備を検討するものとする。
6	II・3・3 紺屋町 松原線	全区間	廃止候補路線	・現在は国道 378 号が幹線街路としての機能を果たしており、当該路線は生活道路としての機能を担う路線となっている。まちづくりを含め、現道をどのように活用していくかが今後の課題であるため、現在の都市計画道路の幹線街路としては廃止候補路線とする。



3・6・2片原町鉄砲町線

区間

内容

<区間①>  
<区間②>

当面存続させるが、路線全体の事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。  
当面存続させるが、現ルートで存続することには課題が多いため、今後愛媛県と協議を重ね、県道大洲保内線へのルート変更を含め、課題解消に向けて検討していく。

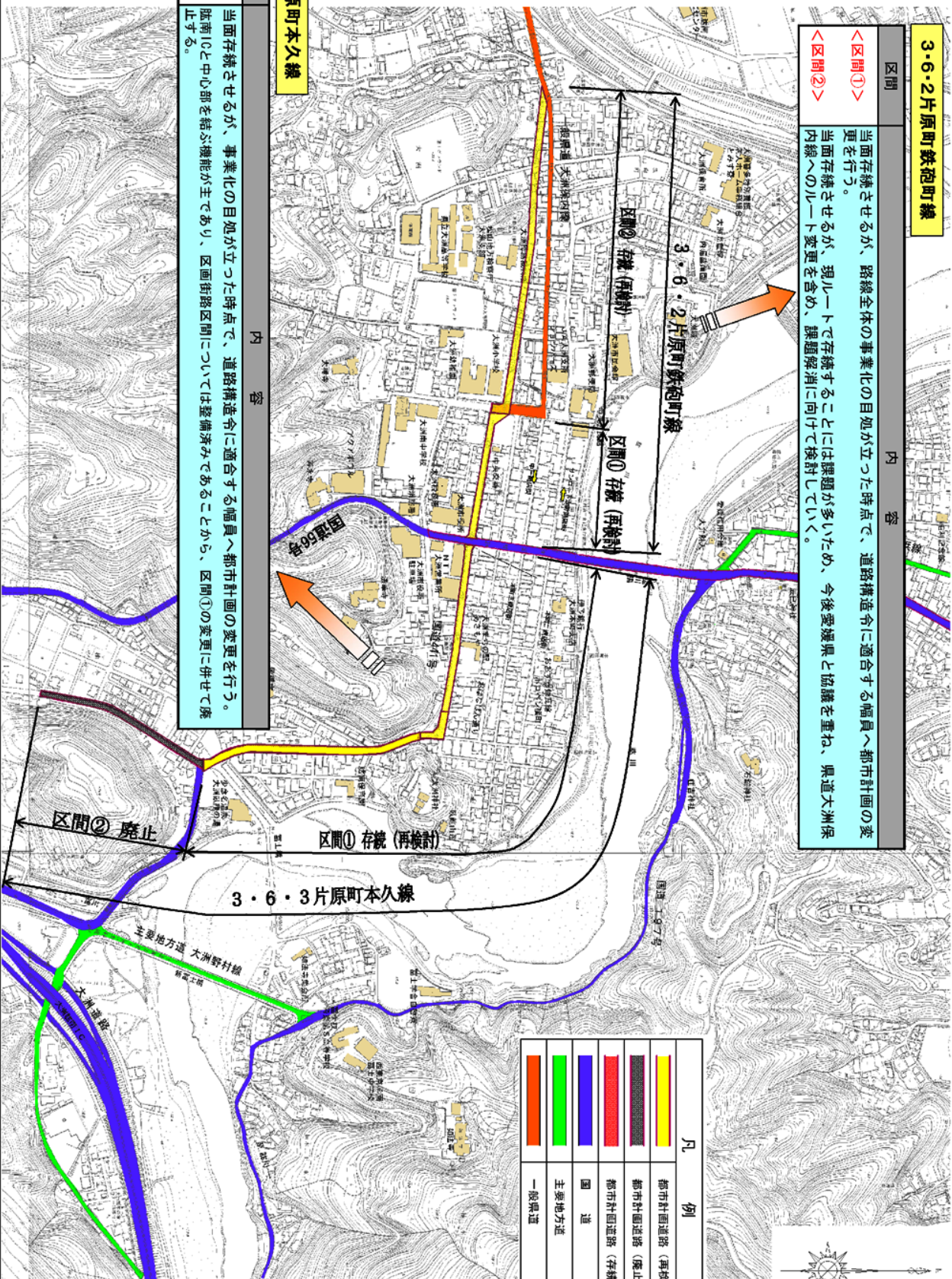
3・6・3片原町本久線

区間

内容

<区間①>  
<区間②>

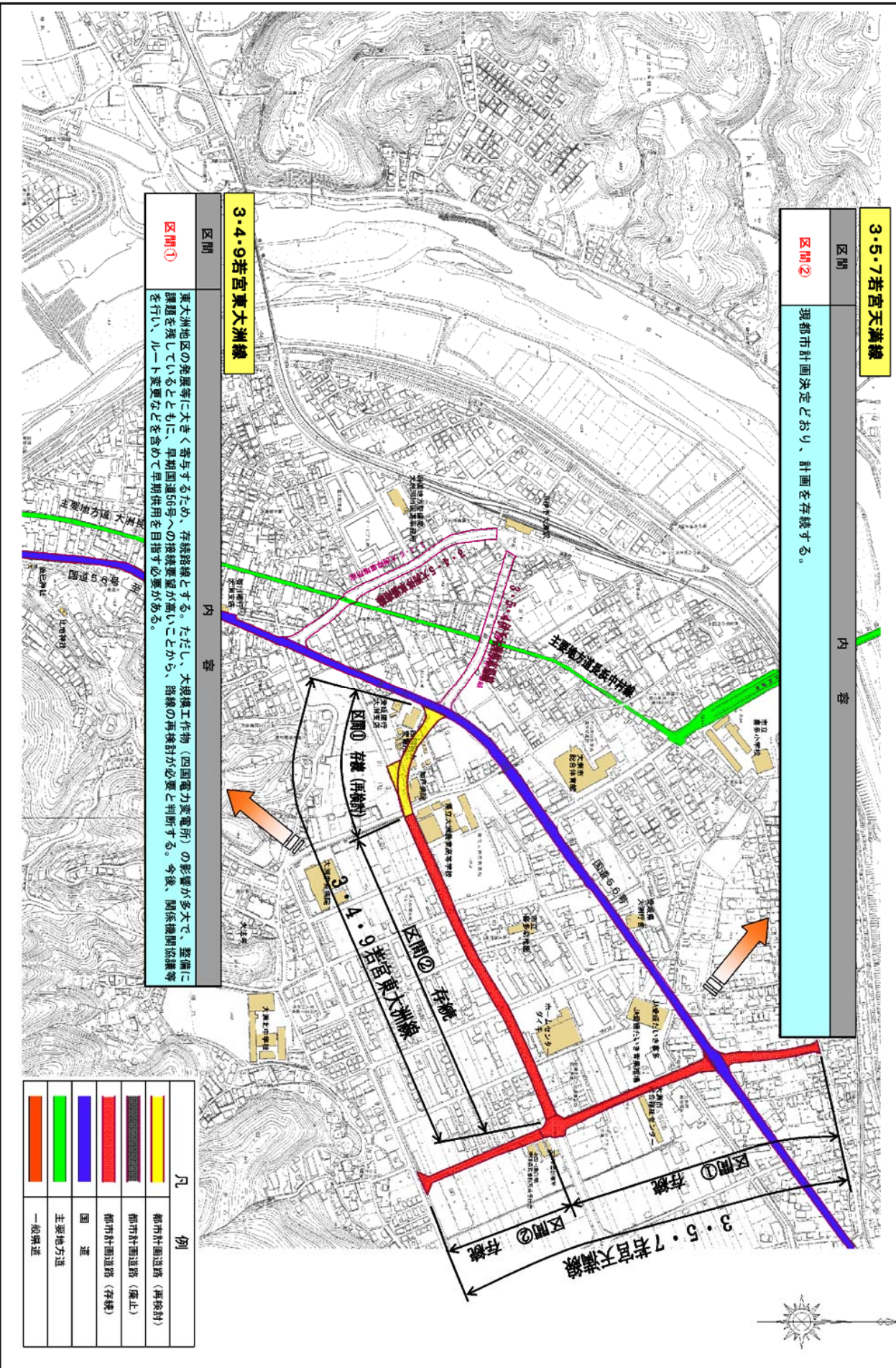
当面存続させるが、事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。  
肱南10と中心部を結ぶ機能が主であり、区画街路区間については整備済みであることから、区間①の変更は併せて廃止する。



凡 例	
	都市計画道路(再検討)
	都市計画道路(廃止)
	都市計画道路(存続)
	国 道
	主要地方道
	一般県道

図5 見直し方針(案) 位置図 (大洲 肱南地区)





**3・5・7若宮天満線**

区間 区間②  
現都市計画決定どおり、計画を存続する。

**3・4・9若宮東大洲線**

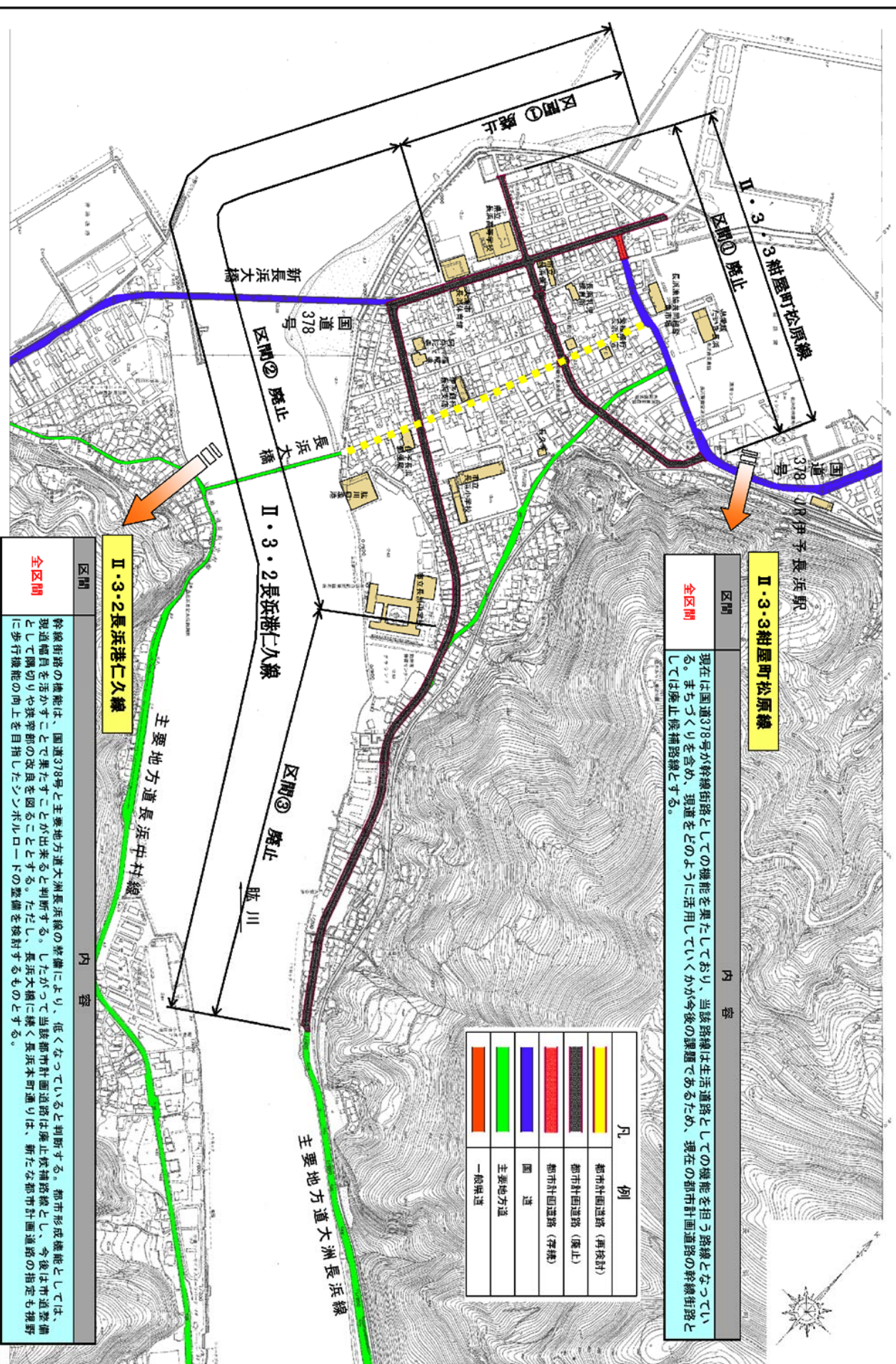
区間 区間①  
東大洲地区の発展等に大きく寄与するため、存続路線とする。ただし、大規模工造物(四国電力変電所)の影響が多大で、整備に課題を残しているとともに、早期国道56号への接続要望が高いため、路線の再検討が必要と判断する。今後、関係機関協議等を行い、ルート変更などを含めて早期供用を目指す必要がある。

凡	例
	都市計画道路(再検討)
	都市計画道路(廃止)
	都市計画道路(存続)
	国道
	主要地方道
	一般県道

図6 見直し方針(案) 位置図 (大洲 肱北地区)



見直し方針(案) 位置図 (長浜地区)



II・3・3 松屋町松原線

**区間** 全区間

内容は 国道378号が幹線道路としての機能を果たしており、当該路線は生活道路としての機能を担う路線となっている。まらっくりを含め、現道をどのように活用していくかが今後の課題であるため、現在の都市計画道路の幹線道路としては廃止候補路線とする。

凡	例
	都市計画道路 (再検討)
	都市計画道路 (廃止)
	都市計画道路 (存続)
	国道
	主要地方道
	一般県道

II・3・2 長浜港仁久線

**区間** 全区間

内容は 幹線道路の機能は、国道378号と主要地方道大洲長浜線の整備により、低くなっていると判断する。都市形成機能としては、現道幅員を活かすことで来たすことが出来ると判断する。したがって当該都市計画道路は廃止候補路線とし、今後は市道整備として隅切りや狹窄部の改良を図ることとする。ただし、長浜大橋に続く長浜本街道りは、新たな都市計画道路の指定も視野に歩行機能の向上を目指したシフボルドの整備を検討するものとする。

図7 見直し方針(案) 位置図 (長浜地区)